

北広島市第3期地域福祉計画

概要版

平成24年3月

北 広 島 市

地域福祉計画の策定にあたって

計画策定の目的

地域福祉計画は、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関らず、すべての市民が地域社会の一員として尊重され、住み慣れた地域でいきいきと自立した生活が送れるように、地域住民、町内会・自治会、社会福祉協議会、ボランティア、NPO（非営利活動団体）、社会福祉法人、民間福祉事業者など、広範な地域福祉の担い手と、ともに支え合う地域福祉づくりを目指し、その指針と施策を示す計画です。

計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として定めるものであり、本市の福祉関連施策を総合的に推進するための基本となるものです。

そのため、高齢者、障がい者、児童、健康などの個別計画で、地域福祉や市民参加などと連携の求められる施策や共通の理念で結ばれる取組みは、地域福祉計画の中で統合化するとともに施策の連携を明確化することとします。

また、地域福祉計画では、行政、市民、民間活動との連携や調整・役割分担のための方策および市民活動に対する支援策など、地域福祉を推進するための、行政の役割と実現に向けた施策を盛り込みます。

計画期間

地域福祉計画の第 3 期計画は、平成 24 年度から 26 年度までの 3 か年とします。他の関連計画と併せ、計画期間を下図に示します。

| | 平成 21年 年度 | 平成 22年 年度 | 平成 23年 年度 | 平成 24年 年度 | 平成 25年 年度 | 平成 26年 年度 |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 地域福祉計画 | (H17~H21) | 第2期計画(H21~H23) | | 第3期計画(H24~H26) | | |
| 高齢者保健福祉計画 | | (H21~H23) | | (H24~H26) | | |
| 介護保険事業計画 | | 第4期計画(H21~H23) | | 第5期計画(H24~H26) | | |
| 障がい者福祉計画 | (H17~H21) | (H21~H23) | | (H24~H26) | | |
| 障がい福祉計画 | | 第2期計画(H21~H23) | | 第3期計画(H24~H26) | | |
| 健康づくり計画 | (H14~H21) | 第2次計画(H21~H23) | | 第3次計画(H24~H26) | | |
| 次世代育成支援対策 推進行動計画 | (H17~H21) | | | 後期計画(H22~H26) | | |

地域福祉の推進

基本理念

この計画の策定に際しては、次の4つを基本理念として設定し、これらを踏まえて計画を推進していきます。

① “地域力” を育て、広げる住みよいまちづくり

住み慣れたまちで安心して暮らしていけるように、お互いが支え合い、ともに生きる力＝“地域力”を育て、広げるまちづくりを目指します。

②常に市民を中心とした地域福祉活動の推進

町内会・自治会、地区社会福祉委員会、ボランティア、地域住民、学校との連携により、市民が主体的に関わり、ともに支え合う地域福祉を目指します。

③生活支援から介護支援まで、切れ目のない地域福祉

地域自らが地域の安全を確保できるよう、生活支援から介護支援までを地域で支え合う地域福祉を目指します。

④公共・民間・非営利サービスの機能的役割の分担と連携による福祉サービスの向上

行政、地域活動団体、ボランティアなどの非営利組織活動がその専門性や役割を生かすとともに、地域情報の共有と有効な連携を図り、地域に住む人だれにとっても安心できる地域福祉を推進します。

施策展開の基本的な考え方

- 日常生活で介助が必要な高齢者や障がい者を在宅で支え、また、子どもの健全育成を図るためには、専門的な介護や相談支援体制が必要であり、家族だけにその役割を課す仕組みでは限界があります。
- 高齢になっても、障がいがあっても様々な社会活動に参加し、精神的な充足感や生きがいのある自分らしい自立生活を送りたいといった「精神的な支え」や、「買い物・話し相手」などの日常生活支援の分野では、行政サービスで対応するよりも、ボランティアやNPO（非営利活動団体）などの市民参加型の支え合いや助け合いによる解決が有効です。
- 最近では、民間企業の福祉事業への参入が進むなど、福祉ビジネスが急速に発展しており、人材の育成や施設の確保、競争によるサービスの改善・向上など、これからも民間の力が大きな役割を担うことになります。
- このようなことから、行政、民間、市民が連携・役割分担した、要援護者への「新たな支え合い」（下記参照）が必要です。
- ボランティアやNPOなどの市民参加型の支え合いや助け合いの促進に向け、地域活動のための場の確保や環境の整備はもとより、町内会・自治会、地区社会福祉委員会、民生委員児童委員、老人クラブ、ボランティア、NPOなど、地域福祉活動に参加する様々な市民が連携・協力しながら活動できる仕組みづくりを目指します。

※新たな支え合い

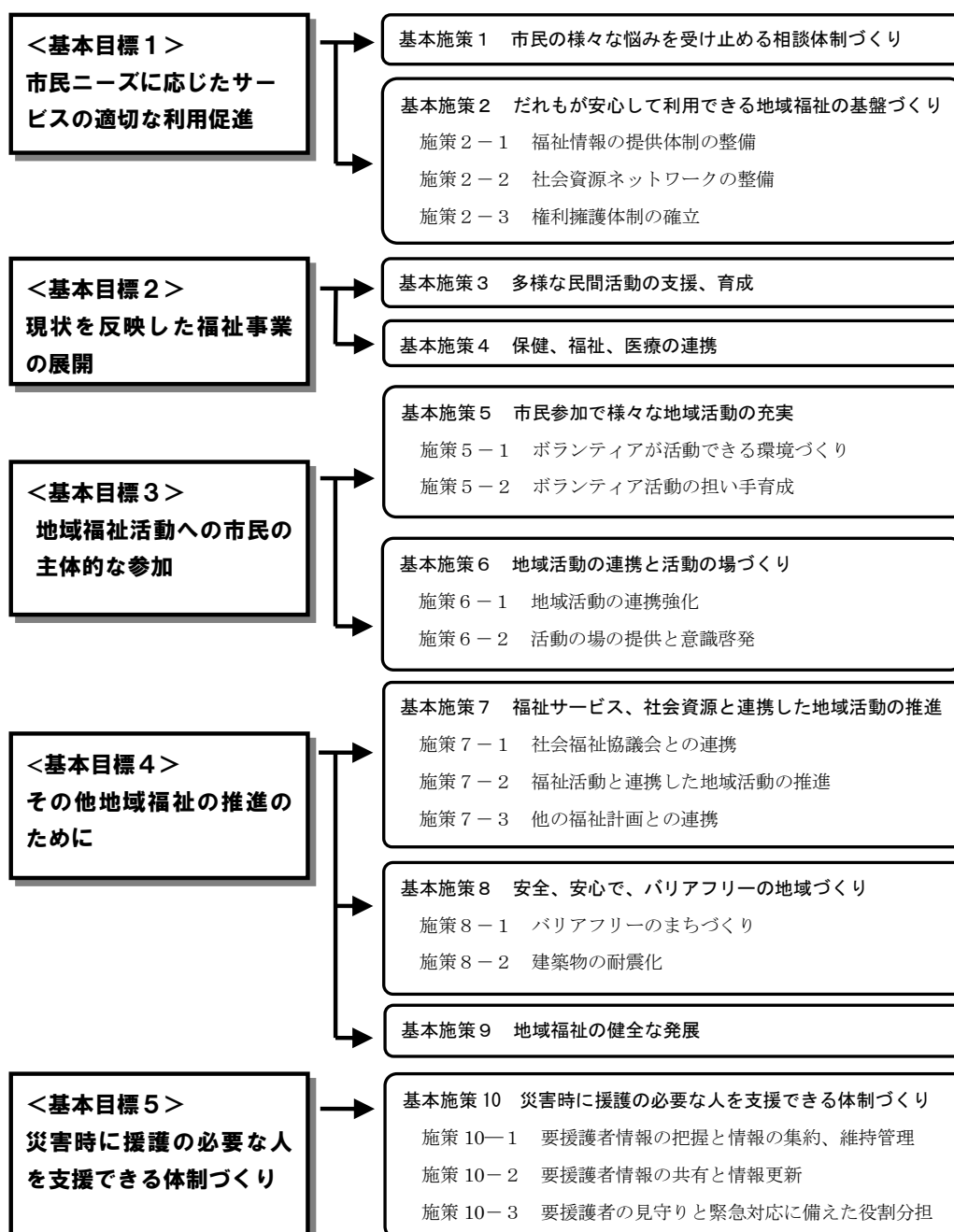
厚生労働省において「これからの地域福祉のあり方に関する検討会」が設けられ、平成20年3月に報告書「地域における『新たな支え合い』を求めて―住民と行政の協働による新しい福祉―」が取りまとめられました。

住民の基本的なニーズは公的な福祉サービス（公助）で対応するという原則を踏まえつつ、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化し、地域の多様な生活課題を広く受け止め、柔軟に対応する地域福祉を進める必要があるとされており、地域福祉は人のつながりの強化を通じ、地域社会再生の軸になりうると指摘されています。

施策の体系

| | |
|---------|---|
| 基本理念 | <p>1. “地域力”を育て、広げる住みよいまちづくり</p> <p>2. 常に市民を中心とした地域福祉活動の推進</p> <p>3. 生活支援から介護支援まで、切れ目のない地域福祉</p> <p>4. 公共・民間・非営利サービスの機能的役割の分担と連携による福祉サービスの向上</p> |
| 基本メッセージ | 育てよう、広げよう“地域力”住み慣れたまちを住みよいまちに |

施策の体系（展開）



施策の展開

1. 市民ニーズに応じたサービスの利用促進

総合相談体制の充実

- 高齢者支援センターでは、総合相談、介護予防、日常生活支援の推進による高齢者への支援の充実を図ります。
- 障がい者生活支援センター「みらい」での総合相談と、障がい者就労支援センター「めーでる」での就労相談による障がい者への支援の充実を図ります。また、障がい福祉サービス利用者へのサービス利用計画作成を推進します。
- 地域子育て支援センターでは、育児相談、子育て情報の提供、子育てサークルの支援など、地域の総合的な子育て支援の充実を図ります。
- 家庭児童相談員・母子自立支援員による、児童虐待やDVなどの相談支援の充実を図ります。
- 子どもサポートセンターでは、学校などとの連携を含め、多岐にわたる相談支援を実施します。

福祉情報の提供体制の整備

- 市の広報紙での情報提供に努めます。
- 市のホームページでの情報提供に努めます。
- 各種ガイドブックの作成と情報提供に努めます。
- 点字広報、声の広報（朗読）、音声コード付き行政情報の提供など、情報バリアフリーの推進に努めます。
- 町内会・自治会、地区社会福祉委員会、ボランティア、NPO（非営利活動団体）の連携と情報共有を図ります。

社会資源ネットワークの整備

- 社会福祉協議会を中心に、地区社会福祉委員会、民生委員児童委員、町内会・自治会、NPO、ボランティア、老人クラブ、福祉団体など、地域で活動する人たちを結ぶネットワークをつくり、地域生活に密着した課題への対応を図ります。
- 地域活動を支援する地域福祉コーディネーターの育成について検討します。

権利擁護体制の確立

- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発に努めます。
- 高齢者支援センターによる高齢者虐待、消費者被害の相談支援を行います。
- 家庭児童相談員、母子自立支援員による子どもの虐待、DVの相談支援を行います。
- 障害者虐待防止法の施行に向け、市町村センター設置の検討等を行います。

2. 現状を反映した福祉事業の展開

多様な民間活動の支援、育成

- 各種調査により多様化する市民ニーズの把握に努めるとともに、民生委員児童委員などと連携を図り、地域で問題を抱える高齢者や障がい者等の早期発見・支援に取り組みます。
- NPOは、福祉サービスの担い手として不可欠の存在です。今後も、事業委託を進めるなど、NPOとの連携・協力・支援を促進します。
- サービスの量的な確保や質的な改善に向けて、民間で可能な事業は委託を進めるなど、福祉事業を営む民間事業者の参入を促進します。
- 介護サービスにおいて、切れ目のない一体的・複合的なサービスを地域で提供する小規模多機能拠点の確保に努めます。
- 地域での雇用の受け皿として期待され、地域へ貢献できる福祉分野でのコミュニティビジネスを支援します。

保健、福祉、医療の連携

- 相談窓口保健、福祉、医療の専門職を配置します。
- 保健、福祉、医療部局と関連する福祉機関との連携強化、情報共有を図ります。

3. 地域福祉活動への市民の主体的な参加

ボランティアが活動できる環境づくり

- 社会福祉協議会のボランティアセンターが、ボランティア参加希望者とボランティアを必要とする人の結びつけを実施していますが、さらに、身近な生活課題を地域で解決するためのネットワークの整備など、市民が参加しやすい仕組みづくりが必要です。また、ボランティアが市民にとって身近なものと感じられるようなボランティア情報の提供も必要です。そのため、ボランティアセンターの充実に向けた支援を図ります。
- NPOが地域福祉サービスに果たす役割は大きく、多くの市民がその活動に関心をもって参加が進むよう、NPOへの支援や啓発に努めます。

ボランティア活動の担い手育成

- ボランティア研修の開催などにより、人材の発掘に努めます。
- 地域の人材の発掘・育成に向け、ボランティアコーディネーターの育成や研修による資質の向上などを図ります。
- 福祉やボランティアに対する児童生徒の意識を高めるため、ボランティア活動の推進、福祉学習の充実や促進を図ります。

地域活動の連携強化

- 地域福祉活動の要としての役割を担っている社会福祉協議会について、引き続き活動に対する支援を図ります。
- 町内会・自治会や地区社会福祉委員会は、地域の福祉、防犯・防災など、地域で発生する問題を地域で解決を図り、住民相互の親睦を図ることを目的に組織された自主的団体であり、高齢者や障がい者の支援や子どもの健全育成の役割が期待されます。そのため、地域福祉計画への理解と協力に向け、次の点も含め連携を図ります。
 - ・市が主催する福祉活動への町内会・自治会などの参加呼びかけと連携
 - ・町内会・自治会などの組織力育成や日常的な活動、防災訓練の支援と必要な情報提供
 - ・町内会等活動の広域連携の検討
 - ・周辺市町の町内会等活動、福祉活動の情報把握や連携の検討

活動の場の提供と意識啓発

- より多くの市民が地域活動に参加できるよう、住民集会所や学校の余裕教室等の活用を図ります。
- 地域での身近な課題は地域住民が自らの問題と捉え解決していくことが大事である、といった認識を行政と地域住民が共有できるよう、地域福祉の考え方の啓発を図ります。

4. その他地域福祉の推進のために

社会福祉協議会との連携

- 社会福祉協議会は、地域住民のニーズの把握とそれに対応するサービス体制を構築するなど、地域福祉活動の要としての役割を担っていることから、事務局体制の強化を図ります。
- 社会福祉協議会の地域福祉実践計画は、地域住民の地域活動への参加を進め、市民の具体的な活動や地域活動実践者の組織づくりの指針となるものであることから、計画の実施にあたり市の地域福祉計画との一体的な取組みを図ります。

福祉活動と連携した地域活動の推進

- 民生委員児童委員は、地域住民と福祉を結ぶ相談役として地域福祉の向上に大きな役割を担っています。そのため、地域の福祉ニーズの把握や問題を抱える人の早期発見・解決に向け、連携を強化するとともに、研修会などを通じた資質向上に努めます。
- 大学が持つ専門性や人材を地域福祉の推進に生かすため、大学から市の附属機関への参加や学生ボランティアの受入れなどを通して、大学との連携を図ります。
- 高齢者や障がい者などが悪徳商法などの被害者とならないためには、普段からの見守りや声かけが重要です。そのため、社会福祉協議会が進めている地域の支援ネットワークの活用を図っていきます。

他の福祉計画との連携

- 高齢者、障がい者、児童、健康などの個別計画で地域福祉に関連する施策、共通の理念で結ばれる取組みについては、地域福祉計画で定めることとし、個別計画との連携を図っていきます。

バリアフリーのまちづくり

- 北広島市福祉環境整備要綱や北海道福祉のまちづくり条例などに基づき、「だれもが住みやすい、人にやさしいまちづくり」に取り組んでいます。公共施設のバリアフリー化だけでなく、民間事業者へも協力を求め、だれにもやさしいまちづくりを進めます。
- 市営住宅について、子どもから高齢者までだれもが安心・快適に暮らせる居住環境の形成を目指し、ユニバーサルデザインを採用しており、今後もこの仕様での整備を予定していきます。

建築物の耐震化

- 耐震改修促進計画に基づく公共施設、一般住宅の耐震化を図ります。

地域福祉の健全な発展

- 今後の少子高齢化社会や人口、世帯数の動向を見すえた地域福祉計画の定期的な点検、見直しを図ります。
- 市民参加による委員会での計画策定と進行管理を行います。

5. 災害時に援護の必要な人を支援できる体制づくり

要援護者情報の把握と情報の集約、維持管理

- 災害時声かけ支援登録による把握に努めます。
- 町内会・自治会や地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による地域活動のなかでの要援護者情報の把握に努めます。
- 市は、行政および地域活動の中で把握した情報の集約に努めます。
- 集約した要援護者情報については、災害支援の目的以外には使用されないよう、適切な管理に努めます。

要援護者情報の共有と情報

- 地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員等との要援護者情報の共有を行っていきます。
- 町内会・自治会や地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による要援護者の生活情報や連絡方法の日常的収集と情報更新を行います。
- 同意方式による情報の収集が可能なところから取組みを図ります。

要援護者の見守りと緊急対応に備えた役割分担

- 町内会・自治会や地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による要援護者に対する日常的な見守りを推進します。
- 要援護者との連絡や救援活動における関係機関等の役割分担、連絡体制の明確化を図ります。
- 災害時における要援護者の一時的な受入れの協力体制づくりに向け、市内の福祉施設や医療施設との連携を図ります。